

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 5

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部広域事業課】 8

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ボートレース事業課】 9

北九州市告示第 392 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 10 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40905 00614	デイサービス ぴの	北九州市小倉南 区上吉田六丁目 4 番 3 1 号	一般社団法人 ぱるむ	令和 2 年 10 月 1 日
40903 00163	デイサービス 仁～JIN～	北九州市戸畑区 新池一丁目 10 番 8 号	合同会社アマ ゾネス	令和 2 年 10 月 1 日

北九州市告示第 3 9 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 1 0 月 2 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 7 0 3 8 3 2	デイサービス 集い	北九州市八幡西 区則松六丁目 6 番 5 号	株式会社集い ケアサービス	令和 2 年 9 月 3 0 日
4 0 7 0 7 0 1 0 8 3	N P O あいの 会 デイサービ ス大浦	北九州市八幡西 区大浦一丁目 4 番 1 7 号	特定非営利活 動法人北九州 あいの会	令和 2 年 9 月 3 0 日
4 0 7 0 3 0 0 9 3 6	デイサービス 仁～ J I N～	北九州市戸畑区 新池一丁目 1 0 番 8 号	有限会社 Y M B	令和 2 年 9 月 3 0 日

北九州市公告第690号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年10月20日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区下上津役三丁目586番151及び586番153から586番158まで	北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村誠児
北九州市若松区下原町6番1及び6番22から6番40まで	北九州市小倉北区中井五丁目7番29号 美里建設株式会社 代表取締役 樽野建夫
北九州市戸畑区沢見一丁目10番1及び10番9から10番32まで	北九州市八幡東区東田一丁目5番3号 日鉄興和不動産株式会社 企業不動産開発本部 九州支店長 菊地史春

北九州市公告第691号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 区役所窓口業務改善に向けたコンサルティング業務
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) この公告に係る委託契約と類似する業務について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁から受託した実績があること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
 - イ 期間 公告の日から令和2年10月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 電子メールにより無償で交付す

る。交付を希望する者は、前号イの期間に北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課へ連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期限

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 書留郵便で令和2年10月29日午後5時までに必着のこと。

ウ 添付資料 第2項第3号に該当する実績資料（履行を確認することができる書面又は契約書の写し）を同封すること。

(6) 入札書を提出する場所及び期限

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 書留郵便で令和2年11月5日午後5時までに必着のこと。

(7) 開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和2年11月6日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2107

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月20日

北九州市上下水道局長 中西満信

北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局公有財産管理規程（昭和55年北九州市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の付則第3項の規定は、この規程の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

北九州市公営競技局公告第29号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月20日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
在席投票端末等賃貸借 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年9月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
4,098万8,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため